

平成29年第7回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成29年8月30日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成29年9月4日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	小澤睦美	2番	向山光
3番	熊谷久司	4番	山寺はる美
5番	篠平良平	6番	中谷道文
7番	宇治徳庚	8番	成瀬恵津子
9番	瀬戸純	10番	宮下敏夫
11番	根橋俊夫	12番	垣内彰
13番	堀内武男	14番	岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成28年度辰野町一般会計決算
- 日程第4 議案第2号 平成28年度辰野町上水道事業会計決算
- 日程第5 議案第3号 平成28年度辰野町簡易水道特別会計決算
- 日程第6 議案第4号 平成28年度辰野町公共下水道特別会計決算
- 日程第7 議案第5号 平成28年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算
- 日程第8 議案第6号 平成28年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算
- 日程第9 議案第7号 平成28年度辰野町国民健康保険特別会計決算
- 日程第10 議案第8号 平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
- 日程第11 議案第9号 平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
- 日程第12 議案第10号 平成28年度町立辰野病院事業会計決算

- 日程第13 議案第11号 平成28年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算
- 日程第14 議案第12号 平成28年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第15 議案第13号 平成28年度両小野国保（病院組合）診療所会計決算
- 日程第16 議案第14号 辰野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の旅費に関する条例及び辰野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 平成29年度辰野町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第20号 平成29年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第21号 平成29年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第22号 平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第23号 平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第24号 平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第25号 平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第26号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第29 議案第27号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第30 議案第28号 辰野町教育委員会教育長の任命について
- 日程第31 議案第29号 辰野町教育委員会委員の任命について

日程第32 議案第30号 辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第33 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告事項及び地方自治法第180条の規定による報告事項

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成28年度財政指標等の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

日程第34 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	教育長	宮 澤 和 徳
代表監査委員	三 澤 基 孝	総務課長	一ノ瀬 元 広
まちづくり政策課長	山 田 勝 己	地方創生担当課長	加 藤 恒 男
住民税務課長	伊 藤 公 一	保健福祉課長	小 澤 靖 一
産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹	建設水道課長	西 原 功
会計管理者	小 野 耕 一	こども課長	武 井 庄 治
生涯学習課長	原 照 代	辰野病院事務長	今 福 孝 枝
社会福祉協議会事務局長	赤 羽 昇		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	赤 羽 裕 治
議会事務局庶務係長	田 中 香 織

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第5番	篠 平 良 平
議席 第6番	中 谷 道 文

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成29年第7回辰野町議会9月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第7回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第7回辰野町議会9月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄お忙しいところをご出席を賜りまして感謝申し上げます。今年の夏は、お盆頃まではぐずついた天気でありましたが、それ以降は暑い日が続きました。9月の平均気温が平年並みか高温となっており、厳しい残暑の予報となっております。昨日は秋晴れの中、区民運動会や区民祭が開催されました。稲穂が頭を垂れ、トンボが飛び交う景色を見ますと秋の気配を感じます。寒暖の差が激しい季節となりますので体調管理等にはご留意いただきたい、こんなふうに思います。8月24日に第69回ほたる祭りの実行委員会が開催され、反省と来年へ向けた取り組みが協議されました。過去に例がないような10万匹を超える蛍の発生と、町民の方々の心のこもったおもてなしで、皆さんに大変喜ばれたお祭りとなりました。来年は節目の第70回を迎えます。今回出されたいくつかの課題と現在行っておりますアンケート結果などを踏まえ、テーマを決めて立案し町民総参加のお祭りを目指すこととしていきます。地震、火災、豪雨による土砂災害の発生などを想定した「総合防災訓練」を8月27日に町内全域で実施をいたしました。安否確認、初期消火訓練や救護訓練等に5,093世帯、7,255人の町民の皆さんが参加いただきました。更に、宮木区では避難所開設・運営訓練も行いました。町においては「災害対策本部設置訓練」「情報収集訓練」「職員非常参集訓練」などのほかに今年度策定した「天竜川タイムライン」に則した訓練も加えました。台風や秋雨前線の時期を控え、引き続き地域と一

体となった防災体制の確立が図られるよう訓練を重ねてまいります。また、29日早朝、北朝鮮のミサイルが東北地方に向けて発射されたことによりJ-アラートが作動しましたが大事には至らなかったとはいえ、憂慮すべき事態です。昨日は第6回目の核実験が強行されるなど国際情勢の緊張が高まる中、常に国の情報を迅速かつ正確に伝える体制をとってまいりたいと思っています。経済状況を見ますと4月から6月期のGDP、国内総生産の速報値は、物価変動を除く実質で前年比1.0%増、年率換算で4.0%増となりました。個人消費や、設備投資が堅調で15年1月から～3月期以来の高い伸びとなっています。企業の収益増や雇用環境の改善を受け、内需が成長を牽引したとのこと。先行きも「緩やかに回復していくことが期待される」と判断していますが、この地方でも実感できる回復に期待をしているところでもあります。今年度計画いたしました重点プロジェクト等の進捗状況ですが、「子育て支援」では4月に始まりましたショートステイ事業にはこれまで延べ4人の利用がありました。ファミリーサポートセンターもサポーター養成講座を開講するなど10月1日開始に向けて最終段階に入っております。「道路対策」では、小横川の町道61号線、上辰野の町道63号線工事を始め、橋梁の点検業務を進めており、早期の完成を目指しております。懸案事項でありましたウォーターパークのスライダーは撤去が完了し、また、荒神山の野球場のボーリング調査、辰野中学校普通特別教室大規模改造の設計業務、藤沢水源整備事業にも着手したところであります。さて、決算議会と言われます今定例会に提案いたします議案は、平成28年度辰野町一般会計をはじめ議案第13号まで各特別会計決算の認定をお願いするものであります。一般会計の決算額は歳入で91億6,856万6,000円、歳出で87億4,880万5,000円となり、繰越明許費を除く実質収支は3億6,948万7,000円の黒字決算となりました。特別会計も含め概ね健全財政を堅持することができました。そのほか条例の制定1件、条例の一部改正4件、平成29年度一般会計補正予算など補正予算7件、損害賠償の額の決定及び和解1件、人事案件4件など合わせて30議案。報告事項といたしまして、平成28年度財政指標等の報告など2件であります。なお、現在入札

の公告を行っております「荒神山ウォーターパークの管理棟再整備工事」について、手続きが整ったところで請負契約の追加議案として最終日に提案させていただく予定ですので、よろしく願いをいたします。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案承認・可決・同意くださいますようお願い申し上げます。

9月定例会は私にとりまして、最終定例会となります。1期4年「誰もが心豊かに安心・安全に暮らせるまちづくり」を目標に、辰野町が抱えている課題・懸案事項の解消に努力してまいりました。国道など道路整備や辰野病院運営、人口減少対策など十分な成果等は得られませんでしたけれども、ウォーターパーク、福寿苑や両小野診療所の利活用や再整備、学校・保育園施設の耐震化、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進、防災情報ステーションの構築など危機管理体制の強化、ふるさと納税の推進などに取り組むことができましたのも議員各位をはじめとする町民皆さま方の温かいご理解とご支援の賜と、衷心より深甚なる敬意と感謝を申し上げますところであります。急激に進む人口減少・少子高齢化への対策を基本に策定した「辰野町第五次総合計画後期基本計画」を着実に遂行し、まちづくりの合い言葉であります「住み続けたい 帰りたい 住んでみたいまち」の実現に向けて辰野町が飛躍できることを祈念しております。なお、重い決断をされ辞職願を出された武居副町長については、8月31日に辞職を承認いたしました。副町長不在となりますが業務に支障が出ないよう万全な体制をとってまいりますので、ご支援のほど重ねてお願い申し上げます第7回定例会招集にあたっての挨拶といたします。以上です。

#### ○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席5番、篠平良平議員、議席6番、中谷道文議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議の結果の報告を求めます。

#### ○議会運営委員長（篠平）

おはようございます。去る8月30日、議会運営委員会を開催し平成29年第7回辰

野町議会 9 月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。8 月 30 日、辰野町告示第 24 号によって辰野町長より 9 月定例会を 9 月 4 日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、9 月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から 9 月 20 日までの 17 日間と決定いたしました。日程第 3、議案第 1 号、平成 28 年度辰野町一般会計決算から日程第 15、議案第 13 号、平成 28 年度両小野国保（病院組合）診療所会計決算までの 13 件を一括議題といたします。提案者より各会計決算についての報告を求めます。

○町 長

それでは、28 年度決算の提案説明を申し上げます。議案第 1 号、平成 28 年度辰野町一般会計決算から、議案第 13 号、平成 28 年度両小野国保（病院組合）診療所会計決算までの提案説明を一括して申し上げます。一般会計及び特別会計の決算は地方自治法の定めるところにより、歳入歳出予算の執行の実績に基づき会計管理者がこれを調整することになっております。今議会では平成 28 年度の歳入歳出予算に対し

ての決算の状況を明らかにし、予算の執行の適否を審査していただくことにより、執行機関の事務の公正を確保するものであります。決算及び附属書類については、監査委員の意見を付して、議会へ提出し認定を受けるものでありますので原案認定くださいますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。なお、決算の概要につきましては会計管理者に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

#### ○会計管理者

それでは平成28年度一般会計及び各特別会計の決算を提案するにあたり、その概要についてご説明申し上げます。平成28年度も依然として厳しい財政状況の中ではありましたが、中長期的な視点から限られた財源の効率的・効果的な活用を図り経費削減に努めながら有利な交付金事業を活用し、予算を執行してまいりました。それでは、決算説明資料の1ページをご覧ください。平成28年度一般会計決算総額は歳入で前年比3.6%増の91億6,856万6,000円。歳出は前年比5.4%増の87億4,880万5,000円となり翌年度繰越額は4億1,976万1,000円となりました。基金につきましては、財政調整基金など1億5,827万5,000円を積立て、繰入金は、道路建設基金など1億2,005万1,000円を取り崩し、土地開発基金を含む基金総額は、31億3,772万円となりました。歳入のうち、町税全般で前年比1.0%増の24億3,723万5,000円となりました。2ページをお願いします。地方交付税は、総額27億3,384万2,000円となり、1億2,052万5,000円の減となりました。これは、交付税の算定基準に、平成27年度国勢調査人口が反映したことが減額の主な要因です。3ページ、町債は、総額7億9,490万円となり、前年比1億1,040万円の増となりました。緊急防災・減災事業債の増が主なものです。次に歳出について特徴的な項目を主に説明いたします。議会費は、議員報酬ほか議会運営に要した経費です。総務費、企画費では、ふるさと辰野寄付金謝礼、4ページ、防災事業費は、ハザードマップ更新委託、大雨・台風体制判断支援業務を委託し、地方創生加速化交付金事業では、外国語対応観光ボランティア養成委託、観光情報センター改装工事、地域



食材加工設備等整備補助金が主なものです。地方創生推進交付金事業は、たつの未来館（仮称）再整備工事基本設計業務委託、ほたるのまちPR動画作成業務を委託し、賦課徴収費は、固定資産税評価替えの課税基礎資料整備委託及び宅地標準地不動産鑑定業務を委託し、選挙費は、参議院議員通常選挙に要した費用です。民生費のうち、5ページ、臨時福祉給付金は3,024人に、年金生活者等臨時給付金は、2,209人に給付し、老人福祉費では、各老人福祉施設の建設償還金負担金、介護ロボット等導入支援事業特例交付金を交付し、保育園運営費は、町内6保育園管理運営に係わる経費、小野保育園耐震補強及び改修工事が主なものです。衛生費、環境衛生費は、再生可能エネルギー等導入推進事業で街路灯を設置し、診療所費は、町立辰野病院補助金及び出資金が主なものです。水道費は、起債償還等の町負担金、飯沼沢配水池緊急対応工事等への繰出が主なものです。6ページ、清掃費は、収集委託関係費用と上伊那広域連合、伊北環境行政組合、湖北行政事務組合への負担金が主なものです。農林水産業費、町単土地改良事業費で、宮木地区ほか3地区の水路改修工事、上辰野地区ほか19ヶ所への資材支援。中山間地域等直接支払事業費は、10地区の急・緩傾斜農地直接支払交付金。多面的機能支払交付金事業費は、15地区の多面的機能支払事業交付金が主なものです。農業基盤整備促進事業費は、樋口地区の農道舗装工事、林業費は、有害鳥獣捕獲報奨金、広域捕獲支援事業委託、間伐材利用施設改修工事、松枯損木処理を委託いたしました。7ページ、商工費、商工事業費はプレミアム商品券発行事業補助金、商工業振興資金預託金が主なものです。ほたる童謡公園管理事業費は、旧2号水路改修工事、上平出入口舗装工事、ほたる童謡公園ホテル生息環境調査・対策計画を委託し、労政費は、地域おこし協力隊報償・活動費、インターンシップ受入企業補助金を交付しました。土木費、土木管理費では、住宅リフォーム補助金、定住促進奨励金を交付し道路新設改良事業費は、町道62号線宮所側溝改修工事ほか町道23路線の改良工事が主なものです。社会資本整備総合交付金事業費は、町道61号線小横川の地質調査・測量設計委託、町道63号線上平出堀上の新設工事、町内道路橋梁80橋の定期点検を委託しました。道路舗装

費は、町道2087号線沢底舗装工事ほか町道24路線の舗装工事が主なものです。防衛施設周辺町道改良事業費は、町道147号線の舗装工事が主なものです。8ページ、都市計画費、都市計画総務費は辰野駅前地区街なみ環境整備事業推進業務委託、下水道特別会計への繰出金が主なものです。消防費、非常備消防費では消火栓新設・改良工事、耐震性貯水槽新設工事を施工いたしました。教育費、教育委員会費は辰野東小学校体育館雨漏り改修工事、中学校給食室床塗装改修工事が主なものです。小学校費は、辰野南小学校体育館等改修工事及び、辰野町塩尻市小学校組合負担金が主なものです。社会教育費、図書館費は、図書館館内改修工事。美術館管理費は、美術館2階排煙設備改修工事が主なものです。美術館特別展事業は、創造の王国展、郷土作家展を開催し、文化財保護費は、羽場崎遺跡ほか出土石器図化を委託しました。町民会館管理費は、舞台吊物設備改修工事が主なものです。スポーツ公園管理費は、荒神山テニスコート人工芝張替え工事等が主なものです。災害復旧費は、沢底青山地区法面復旧ほか5ヶ所を復旧しました。公債費は、起債償還金で、元金、利息総額で8億9,688万7,000円となりました。次に特別会計等決算についてご説明いたします。10ページをお願いします。上水道事業会計は、安全な水道水を安定的に供給するため、老朽化した水道施設及び管路の更新と耐震化を進めてまいりました。駒沢浄水場整備工事は2年計画で着手し、水道水源確保支援事業補助金を受け、藤沢新水源さく井工事を施工しました。また、有収率改善のために漏水調査業務を委託し、漏水箇所の特特定、修理を行いました。簡易水道特別会計は、クリプトスポリジウム対策として穴倉沢配水池浄水設備工事、下横川飯沼沢配水池仮設対応などを行いました。11ページ、なお、飯沼沢配水池浄水設備工事は翌年度に繰越しました。公共下水道特別会計は、辰野水処理センターなど施設の維持管理と施設の長寿命化事業を進めてまいりました。辰野水処理センター長寿命化工事、上辰野中道線先線へ下水道管を布設しました。特定環境保全公共下水道特別会計は、小野水処理センターなど施設の維持管理と、定置式脱水機設置事業に着手しました。12ページ、農業集落排水処理施設特別会計は5施設の維持管理を進めてまいりました。

国民健康保険特別会計は、地域住民の健康増進と地域医療の確保に重要な役割を果たしていますが、高齢化や医療技術の高度化等に伴う医療費の増加により、財政運営は依然厳しい状況が続いています。平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険を運営しますので県が国保運営の中心的な役割を担い、市町村は地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うこととなります。13ページ、診療所特別会計は、第一診療所と川島診療所運営経費で、週1回の診療と往診を行ってまいりました。両診療所の今後の運営については引き続き検討していかなければなりません。後期高齢者医療特別会計は保険料を徴収し、後期高齢者医療広域連合へ負担金を納付し運営してきました。14ページ、町立辰野病院事業会計は、医師の確保を最大の使命として取り組んでまいりましたが、昨年着任いただいた医師も退職し定着には至りませんでした。定年退職となった医師が引続き常勤同様の勤務をすることで、なんとか診療を行ってきましたが、外来患者数の落ち込みが予想以上に大きく、当初予定していた収入が得られず赤字決算となりました。医療を取巻く情勢は大きく変わり、医師不足が解消される見込みも難しく当院のような小規模医院は今後、ますます厳しい状況となります。「経営診断結果」を基に、職員一丸となって経営改善に努め信頼される病院を目指してまいります。15ページ、地域情報告知システム特別会計は、運用を開始して5年が経過しました。歳入は使用料及び手数料、基金繰入金等が主なもので、歳出は告知システム賃借料、通信回線使用料が主なものです。介護保険特別会計は、訪問介護などの在宅サービスや介護老人福祉施設などに入所して受ける施設サービスの利用件数は減となりました。介護予防を目的とし、地域での取り組みに主眼をおいた地域支援事業を継続し、総合事業実施に向けて2次予防対象者への訪問、通所の介護予防事業を実施しました。両小野国保（病院会計）診療所会計は、旧診療所の解体工事、新診療所建設に伴う補助金支払い等、残務整理業務を行ってまいりました。平成28年度では組合は解散となり、事務の承継を辰野町で行うため平成28年度をもって打ち切り決算とし、歳入歳出差引5,085万6,000円は辰野町一般会計に引き継ぎました。以上、一般会計と9つの特別会計、2つの企業会

計、両小野国保（病院組合）診療所会計、合わせて13会計について決算の概要を説明させていただきました。

平成28年度に計画しました、数々の事業がおおむね完成することができました。これもひとえに町議会をはじめ町民各位のご理解とご協力の賜物と、心から敬意と感謝を申し上げ概要説明といたします。内容等ご審議の上、認定下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長

続いて、三澤代表監査委員から決算審査意見の報告と説明を求めます。

○代表監査委員（三澤）

それでは平成28年度辰野町一般会計及び特別会計並びに企業会計決算審査意見ということで申し上げます。お手元の「審査意見書」に沿って、主な点についてご報告申し上げます。一般会計及び特別会計の1ページをお開きいただきたいと思います。平成29年7月27日、28日、31日、8月2日に役場第2会議室におきまして、平成28年度の一般会計及び特別会計9会計、両小野国保（病院組合）診療所会計並びに地方自治法施行令第166条第2項に定める書類について、関係担当者から説明を受け、例月出納検査及び定期監査の結果をも照合し、併せて検討を加えました。また、8月3日午前には財政健全化法による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、宮下敏夫監査委員とともに審査いたしました。その結果、審査に付された一般会計、特別会計の書類、その他関係帳簿の計数は誤りのないものと認められました。また各基金は設置の目的に沿って適正に運用されているものと認めましたので、まずご報告を申し上げます。

続きまして意見の概要を申し上げます。2ページの表の1をお願いいたします。平成28年度の一般会計及び特別会計の総決算額は、一番下の合計欄でございますが、歳入総額151億4,667万8,000円、歳出総額145億6,599万4,000円。実質収支は5億762万2,000円のプラスで、前年対比では、歳入で2.0%、歳出では3.1%とそれぞれ増額となりました。これは人口2万人規模の当町に照らして、妥当な決算

規模であると考えられます。そのうち、一般会計決算額は歳入総額91億 6,856 万 6,000 円、歳出総額87億 4,880 万 5,000 円で、実質収支額は 3 億 6,948 万 7,000 円の黒字決算であります。また、特別会計は、国民健康保険特別会計ほか 8 会計で、歳入総額は59億 7,811 万 2,000 円、歳出総額58億 1,718 万 9,000 円、実質収支 1 億 3,813 万 5,000 円の黒字決算であります。各会計とも適切な処理がされており、全体として、順当な決算であることを認めます。次に 3 ページの表の 2 をご覧下さい。一般会計の歳入状況でございますが、繰越金、財産収入、町債が増額となり、また歳入全体に占める割合の多い町税も、24億 3,723 万 5,000 円で、対前年比 1.0 %、2,478 万 7,000 円の増額となりました。一方、地方交付税は 1 億 2,052 万 5,000 円 国庫支出金も 1 億 2,036 万円の減額となりましたが、全体では昨年度より 3 億 2,085 万 9,000 円、3.6 %の増収となりました。次に 5 ページの表の 4 「町税決算表」をお願いいたします。町税の内訳、中身でございますが、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税が増額となりましたが、個人町民税が 640 万 3,000 円、0.7 %、それから、たばこ税が 256 万 1,000 円、1.8 %の減額となっております。続きまして 6 ページの表の 5、収納率を見ていただきたいと思います。町税等の収入未済額表でございます。現年度課税分の収入額、数字の 2 行目でございますが 24 億 822 万 2,000 円で、対前年 3,162 万 7,000 円の増となりました。収納率では 99.2%で前年度よりアップしております。徴収体制は良好であると評価いたします。また町税全体の収入未済額は、1 行目の数字でございますが 6,183 万円で対前年 1,238 万 7,000 円の減となっております。金額は年々改善されてはいるものの、まだまだ大きな滞納金額でございます。また、不納欠損額は 271 万 8,000 円で前年度より減額となっておりますが、不納欠損については、少しでも欠損処理に至らぬよう、その前の対策が重要であります。今後も自主財源の確保と税負担の公平性の見地から、引き続き収入未済額の縮小に最善の努力を要請するものであります。続きまして 7 ページの表の 6 をお願いいたします。一般会計の歳出でございます。予算の執行状況であります。合計欄をご覧ください。予算額95億 2,232 万 2,000 円に

対し、支出額87億4,880万5,000円で、執行率は91.9%となっております。昨年より1.5%下回っておりますが妥当な水準であると判断をいたしました。額では前年度を5.4%、4億4,919万4,000円上回っております。前年度に比べ民生費の増、公債費における繰上げ償還の増などが主な要因でございます。次に基金の関係でございます。12ページ、表の7、8をお願いいたします。「基金の運用状況表」でございますが、一般会計の基金であります、合計ですが一般会計の基金残高は31億3,772万円となり、特別会計、下の表になりますが特別会計を含む基金残高は37億9,748万7,000円となりました。対前年で約1億8,200万円増加しております。設置の目的に沿い、適切な運営がされていると認めます。次に14ページの表の12をお願いいたします。「主要財務指標」をご覧ください。一般会計の財政の構造、構成から見た指標でございます。主要財務指標のうち、経常収支比率は82.0%と前年より1.8ポイント上がりました。意欲的に事業に取り組んだ結果であると思われませんが、やや硬直化傾向であります。なお一層経常経費の抑制には留意をしていただきたいと思います。ちなみに町村では70%程度に納まるのが妥当とされている数字でございます。財政力指数は0.46で前年より0.01ポイント下がっています。高いほど財源に余裕があるとされるものでございます。次に特別会計でございますが、15ページからになりますが、計数につきましては先ほど冒頭の「表1」で見させていただいたとおりでございます。それぞれの概要につきましては17ページにわたりまして記載してございますのでご覧をいただきたいと思います。なお、経営面では、それぞれの特別会計が、事業目的を達成するために安易に一般会計の繰入金に頼ることのないよう、また事業の内容・動向も併せ独立採算の原理に基づく経営を要請するところでございます。次に18ページをお願いいたします。「財政健全化判断比率」とその基礎となる事項を記載した書類について、8月3日関係の書類を審査いたしました。いずれも適正に作成されているものと認めました。19ページの表の13をご覧ください。「健全化判断比率」でございます。健全化判断比率ですが、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」につきましては、これはともに黒字決算になってい

るので該当になりません。「実質公債費比率」は8.5%と前年より0.4ポイント上昇しましたが、将来を見据えた積極的な財政運営の結果であると思われます。健全の範囲内であり、妥当な水準と判断いたしました。「将来負担比率」は24.6%と大幅に改善されました。早期健全化基準が350.0%ということですので、これも健全の範囲内と考えられます。これら従来から経費削減を重点に財政健全化に全庁的に取り組んできた成果であり、黒字経営を維持していることは高く評価いたします。各指標の改善を念頭に置きつつも、将来に向かって必要な布石はしっかりと打つ事が、町政並びに町のこれからの活性化には重要と思われます。地方創生における交付金などを上手に利用して安心安全はもちろん、魅力ある住み続けたいまちづくりのための対策投資をさらに進め、若者が集まる、より元気な辰野町になることを目指していただきたいと思います。

続いて別冊の公営企業会計をご報告申し上げます。公営企業会計決算についてありますが、7月28日と8月2日、役場第2会議室及び辰野病院において、宮下敏夫監査委員とともに、辰野町上水道事業会計及び町立辰野病院事業会計を審査いたしました。はじめに、一番最後のページになりますが、14ページをちょっとお開きいただきたいと思います。企業会計、特別会計の財政健全化法による「資金不足比率」について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査しました。いずれも適正に作成されているものと認められました。いずれの会計も資金不足はなく「該当なし」でありましたので、まずご報告を申し上げます。戻っていただきまして2ページ、3ページからご説明申し上げます。表の1、2になります。上水道事業会計です。収入の主なものが給水収益であります。年々、給水人口は減り続けています。今期は、漏水調査を行い漏水箇所を修理を行ったため有収率が改善され、収益的収支の収入額は前年度比1.9%と向上いたしました。支出総額も増額となりましたが、4,308万3,000円の黒字決算となりました。健全経営の継続を評価いたします。経営成績の詳細につきましては5ページの表の5、損益計算書をご確認いただきたいと思います。6ページの表の6をお願いいたしま

す。「上水道未収金」でございますが、水道使用料金の未収金については年々減少傾向にあり改善が見られています。引き続きしっかりとした対応を進めていただき公平性を見地から、収入確保になお一層心掛けていただきたいと思います。上水道事業は、今後も老朽化した水道設備、機械、管路の更新と耐震化など、計画的に取り組んで行かなければならない事業が多々あります。これらを積極的に推進できるよう公営企業としての経済性を発揮し、効率的な運営、建設コスト縮減により財源を確保し、安全で美味しい水を安価で供給するため、更なる努力を望むものであります。次に7ページをお願いいたします。表の7、表の8になります。町立辰野病院事業会計について申し上げます。新病院開院から4年半経過し、27年度末8名体制であった常勤医師も6名体制となり、入院患者は869人増加したものの、外来患者数については年々減り続け、前年度比6.6%、4,523人減少いたしました。これが影響してか、総収益は21億6,824万3,000円と対前年度、3,509万5,000円の減収となり、6,500万1,000円の赤字決算となりました。10ページの表の11に詳細な損益計算書がありますのでご覧をいただきたいと思います。この損益計算書の中で特に外来収益の落ち込みが気になります。また本年度も一般会計などから5億円超の繰り入れを行っております。更に、費用の面についても大幅な改善の必要があります。これにつきましては11ページの表の12をご覧ください。特に人件費に関しては、人員の算定、配置計画などの見直し、また、それぞれの経費についても管理体制の見直しは不可欠であります。抜本的な改革も視野に入れ検討する必要があると思われれます。病床利用率は改善が見られたものの、外来患者の減少は続いており深刻な状態であります。医師の確保や、診療日・時間の安定化を図り患者、町民の信頼を得る事が大切です。次に13表をお願いいたします。未収金についてでございますが、現年度分は大きく減少しましたが、過年度分はわずかに増加しました。徴収体制を工夫するなど、窓口職員のみならず職員一丸となって未収金防止に引き続き努力されることを望みます。医療を取り巻く情勢は大きく変化し、自治体病院の経営は一層厳しくなる傾向にあります。医師確保と同時に、病院運営の今後の方向性をしっ



かり見据えた検討が必要です。引き続き、より質の高い医療サービスを十分果たせるよう要請いたします。

以上、平成28年度一般会計ほか各会計の決算は、決算書及び帳簿、証拠書類について精査し、慎重審査を行いました。収支の計数に誤りもなく、証拠書類も整備され、会計経理は適正と認め意見といたします。

○議長

ここで、各会計の決算について質疑を行います。委員会に付託する関係もございいますので、総体的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本決算議案につきましては、会議規則第37条の規定により各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって決算関係議案、議案第1号から議案第13号までの13議案は、お配りしてあります「各常任委員会関係議案付託一覧表」のとおり各常任委員会に付託することに決しました。日程第16、議案第14号、辰野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○こども課長

議案第14号、辰野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。新しい教育委員会制度への移行に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5号の規定に基づき、辰野町教育委員会の職務に専念する義務の特例に関し、必要があるため条例を制定したいとします。第1条は趣旨、第2条は職務に専念する義務の免除について記載されて

おります。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第14号、辰野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。日程第17、議案第15号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の旅費に関する条例及び辰野町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第15号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の旅費に関する条例及び辰野町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により新教育長が置かれることに伴い、旅費あるいは報酬等の規定を整備するため、関係条例の一部を改正したいとするものでございます。第1条、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の旅費に関する条例第1条中、「及び教育長」を削るものでございます。現行の第1条は特別職の職員で常勤の職員及び教育長となっておりますが、教育長についても特別職で常勤の職員の扱いをすることになるため、改正をするものです。第2条、辰野町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例、別表中、教育委員会の「委員長」及び報酬の額「34万300円」を削る

ものでございます。施行は平成29年10月1日からです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第15号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の旅費に関する条例及び辰野町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。日程第18、議案第16号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第16号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地方公務員等の育児休業に関する法律の改正に伴い、一般職非常勤職員、並びに正規職員の育児休業等について取得条件等を改善させるため条例の一部を改正したいとすることでございます。内容につきましては新旧対照表にて説明をさせていただきたいと思っております。まず1ページ、条例第2条の改正です。ここは育児休業をすることができない職員の定義となっております。まず、条例第2条第2号の次に1号を加えます。次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員となります。アは「次のいずれにも該当する非常勤職員」として(ア)は在職期間が1年以上ある。(イ)につきましては、養育する子、特別養子縁組の成立について家裁に請求中の子、養子縁組里親、養育里親を含みます。こういっ

た養育する子が2歳に達する日を越えて引き続き採用されている可能性がある非常勤職員。(ウ)は勤務日数を考慮して、町長が定める非常勤職員。具体的には1週間の勤務日が3日以上、または1年間の勤務日が121日以上の職員となります。次にイについてでございますが、第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員。内容は1歳到達日まで育児休業をしており、その翌日から引き続いて育児休業をしようとする非常勤職員となります。ウは任期の末日を育児休業の末日とする育児休業をしている非常勤職員が任期が更新、または再採用されることに伴い、任期の末日の翌日、再採用日から育児休業を延長しようとする非常勤職員となります。2ページをお願いいたします。第2条の2を第2条の4とし、第2条の次に2条を加えます。まず、第2条の2ですが、(法第2条第1項の条例で定める者)ということであつた子以外の子で育児休業の対象となる子の定義でございます。法第2条第1項の条例で定める者は、法第27条第1項の規定により委託されている当該児童となります。これは法で対象とされている実子、それから養子縁組、里親に委託している子に追加して、養育里親である職員に委託されている子も対象とするものでございます。続いて、第2条の3ですが、法第2条第1項の条例で定める日ということで、非常勤職員が取得できる育児休業期間のことです。1号は2号、3号に掲げる場合以外の場合は1歳到達日まで。2号は配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業している場合に、非常勤職員が育児休業をしようとする場合、1歳2ヶ月に到達するまで、最長1年間となりますが、そういう形であります。3ページにかかってまいりますけれども、3号につきましては非常勤職員が1歳到達日まで育児休業をしており、その翌日から引き続いて育児休業をしようとする場合で、次のいずれにも該当する場合は2歳に到達する日までとなります。アは非常勤職員またはその配偶者が1歳到達日において育児休業をしている場合。イ、1歳到達日後も特に必要とされている場合として町長が定める場合となっております。具体的には保育所へ入所できない場合、あるいは1歳後のほうで養育する予定だった配偶者が死亡したり、あるいは病気でできなくなったなどの場合が該当となっております。次に第3条

ですが、この条は既に育児休業をしているわけですが、再取得が認められる特別の事情を定義したものです。まず、第1号中「死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと」を「、次のいずれか（当該産前の休業又は出産に係る子であっては、ア又はイのいずれか）に該当することとなったこと」に改め、同号に次のアからウを加えます。育児休業中の職員が次の子の産休又は育休を取得したため、最初の育児休業が取り消されたのち、次のいずれかに該当することになった場合、再取得できるものであります。アとしましては死亡したこと。イは養子縁組等により職員と別居することとなったこと。ウは民法817条の2第1項の規定、特別養子縁組の成立による請求に係る家事審判事件が終了したこと、又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定、こちらにつきましては里親に委託するですとか、あるいは乳児院、又は児童養護施設等による措置が解除されたことを言います。ここで、言っているのはですね、例えば育児休業の対象となっている上のお子さんとは別に下のお子さんの育児休業を請求した場合、上のお子さんにかかる育児休業が取り消されることとなります。ただし、今申し上げましたとおり、2番目のお子さんが死亡した場合などは1番目のお子さんに対し、上のお子さんに対し、育児休業が復活できるという内容でございます。続いて、第3条に6号と7号を加えます。まず、6号は「第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること」、これは、1歳から2歳までの育児休業をしようとする場合を言います。7号は、任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員で任期の更新、又は採用に伴い引き続き育児休業をしようとする場合でございます。次に7条でございますが、削除をされておりました第7条に新たに部分休業を請求することができない職員として整備をいたします。部分休業をすることができない職員の定義となります。次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員であります。1として引き続き在職している期間が1年以上である非常勤職員。2として勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が定める職員となっております。ここで町長が定める職員でありますけども、先ほどの第2条で説明した1週間の勤務日が3日以上、ま

たは1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員と申し上げましたが、それに加えて1日の勤務時間が6時間15分以上である職員となります。ここに示されている非常勤職員以外は部分休業はできないという内容でございます。この条例の改正は今まで、認められていなかった一般職の非常勤職員でも一定の条件を満たせば育児休業の取得ができるという改正の趣旨でございます。施行は平成29年10月1日からです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（11番）

今回の条例改定につきましては非常勤職員の方の育児休業の拡大と言いますか、ということの趣旨でありますので内容については賛成するものですが、非常にこの今回の提案の文言について、非常に難解ですね、ちょっと読んでると何かこの逆に取れるような表現にありまして理解がなかなか進まないわけですが、要はこの10月、施行日の10月1日現在ですね、今回新たなこの制度に該当される、この非常勤の方っていうのは、個人の事情もあろうかと思えますけれども、およそどのくらいあるのかご回答いただきたいと思えます。

○総務課長

はい、そのへんにつきましてはですね、まだ人数等私どもで推定をしておりますけれども、基本的には現在、いらっしゃる先ほど申し上げました121日以上の勤務している方、6時間15分以上勤務している方を見ますとですね、その方たち全てが基本的に該当となります。男性のですね非常勤職員の方もですね該当となってまいりますので、今、病院職員からはじまってですね、行政職以外のですね病院職員ですとか、保育園職員もですね該当になってまいりますので、ちょっと人数については100人単位でいると思っております。また、前提にですね1年以上まず勤務しているということが前提になってまいりますので、例えば今年4月に採用された方

についてはですね、現時点では10月以降すぐには対象となってまいりませんので、ちょっとそのへんのところはまたこれから調べておかないといけないわけですが、100人単位でいらっしゃるといふふうに考えております。

○議長

よろしいですか。

○根橋（11番）

はい。

○議長

ありませんか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第16号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。日程第19、議案第17号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第17号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。日本一億総活躍プランが平成28年6月2日閣議決定され、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議において未就学児までの医療費助成について、国民健康保険の減額調整措置が廃止決定されたことを受け、長野県においても長野県福祉医療費給付事業検討会を経て、医療費助成方法について受給者の利便性が向上する現物支給方式の導入が適当であるとされたことから、辰野

町医療費特別給付金条例の一部を改正するものであります。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向山（2番）

条例についてはですね、かねてから同様の趣旨を要望する一般質問等ありましたので賛成したいと思うんですが、ただこの条例改正に合わせてですね、規則の方が見直しを検討しているのかどうか。つまり条例の中で第5条第7項でですね、別に定める負担金というようなことで規則第7条でですね、いわゆるレセプト1件について500円徴収をするという規定があるわけですけども、この規定についての見直しを検討しているのかどうかお聞きしたいと思います。

○住民税務課長

現在ですね、30年から県に国保、国民健康保険税移行するわけでございます。まだ、町の負担額等の概要が見えてこない中、一部負担金500円の窓口無料化につきましては現在ではちょっと考えてはいない状況です。

○向山（2番）

そうしますとですね、この条例改正に基づく住民への周知っていう点でですね、そこの部分の負担が残るかもしれないということについて誤解のないような、十分な啓発周知をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○議長

要望ですね。

○向山（2番）

はい。

○議長

ほかにありませんか。



○瀬戸（9番）

すみません。私もこれはとても賛成なんですけれども、1つお聞きしたいんですけども、今、町では町独自で18歳まで通院、外来とも両方とも補助という形になっていると思いますが、今回のこの条例改正18歳に達する日以降まではこれ、通院外来ともということで考えてよろしいのでしょうか。

○住民税務課長

辰野町では現在、18歳まで現物支給対象しておりますので、そういった状況です。

○議長

ございませんか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第17号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決されました。日程第20、議案第18号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第18号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。老朽化した住宅の解体に伴い、条例の一部を改正するものでございます。辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例、辰野町営住宅管理条例、平成9年辰野町条例第17号の一部を次のように改正する。別表、公営住宅の部でございますが、荒神山の款位置の項ということで、建設年度、個数等の欄中に書いてございます、「1号～25号 14戸」につきましてを「2号～24号 12戸」に改

正します。また、その他の方で朝日でございますが、こちらについては「1号～7号 5戸」を「4号～7号 4戸」に、また丸山上につきましては「1号～6号」を「2号～4号」に改めるものでございます。施行につきましては公布の日からということでございます。以上、提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第18号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。日程第21、議案第19号、平成29年度辰野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは平成29年度辰野町一般会計補正予算（第2号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算はふるさと辰野寄付金事業、小野住宅解体撤去工事、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、企業誘致環境整備工事、町民体育館LED照明取替工事の増額などの補正予算であります。この補正総額は1億2,004万4,000円の追加であり、予算総額は85億2,434万7,000円となります。歳入につきましては国庫補助金、県支出金、寄付金、繰越金、諸収入の増額であります。歳出につきましては、総務費では地域振興基金への積立金、小野住宅解体撤去にかかる工事請負費の追加や、ふるさと寄付金にかかる報償費や手数料などの増

額です。民生費では小野地区に建設している介護施設の施設開設準備経費等支援事業補助金などの増額。衛生費では穴倉沢簡易水道量水器設置工事補助金や下横川簡易水道水源緊急整備にかかる繰出金の追加などの増額、農林水産業費では、土づくりセンター運営にかかる修繕料などの増額、商工費では地域おこし協力隊の活動にかかる使用料や原材料費などの増額。土木費では、企業誘致環境整備工事、県道川上唐木沢線の県道編入にかかる道路台帳の補正のための委託料などの増額。教育費では町民体育館LED照明取替にかかる工事費などの増額であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第22、議案第20号、平成29年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第20号、平成29年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出の予定額につきましては総額で歳入歳出それぞれ4億1,991万4,000円に変更ありません。資本的収入及び支出では資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を2,368万8,000円増額し、2億2,563万5,000円に改め、支出では資本的支出を2,368万8,000円増額し、3億7,299万円とするものでございます。内容については3ページをご覧ください。資本的支出では県道与地辰野線工事に伴う配水管付設工事増工分と沢底第3堰堤工事に伴う配水流量計信号ケーブルの移設工事費として2,368万8,000円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第20号、平成29年度辰野町上水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。日程第23、議案第21号、平成29年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第21号でございます。平成29年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,748万3,000円とするものでございます。歳入歳出の主なものを申し上げます。6ページをご覧ください。歳入では一般会計繰入金を75万6,000円増額しました。7ページをご覧ください。歳出では下横川飯沼沢水源整備事業の工期延長に伴う膜ろ過式浄水機の賃借料を75万6,000円追加しました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第24、議案第22号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

続きまして議案第22号でございます。平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。

い。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,570 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億 6,356 万 2,000 円とするものでございます。6 ページをご覧ください。歳入については負担金ですが、公共下水道受益者負担金を 270 万円増額し、380 万円に。7 ページをご覧ください。県道与地辰野線下水道移設補償費として 1,300 万円を追加します。8 ページをご覧ください。繰越金を 1,000 万円増額し 3,830 万円とするものでございます。9 ページをご覧ください。歳出につきましては水処理センター管理の工事請負費を水処理センター場内補修工事費として 370 万円増額し 1 億 6,197 万 1,000 円に、公共下水道事業費の工事請負費を県道与地辰野線下水道布設工事その 2 としまして 2,200 万円増額し、1 億 9,389 万 9,000 円とするものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第22号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第25、議案第23号、平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

続きまして議案第23号でございます。平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。1 ページを

ご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 135 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,618 万 3,000 円とするものでございます。6 ページをご覧ください。歳入については負担金でございますが塩尻市からいただく特定環境保全公共下水道費負担金を 39 万 1,000 円増額し、受益者負担金を 61 万 4,000 円追加します。6,662 万 4,000 円になります。7 ページをご覧ください。社会資本整備交付金を 38 万円増額し、9,579 万円に。8 ページをご覧ください。差額につきまして財政調整基金の繰入金を 3 万 5,000 円減額し、302 万 9,000 円とするものでございます。9 ページをご覧ください。歳出についてでございますが、特定環境保全公共下水道事業費としまして、ストックマネジメント計画調査業務委託としまして 76 万円を追加し 1 億 8,930 万円。水処理センター管理費としまして移動脱水車凝集剤 59 万円を増額し、5,659 万 6,000 円とするものでございます。以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第 23 号、平成 29 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 23 号は原案のとおり可決されました。日程第 26、議案第 24 号、平成 29 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第24号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,765万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億8,720万5,000円とするものです。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入についてでございます。療養給付費等交付金ですが、前年度退職者医療交付金の精算による追加交付によりまして507万8,000円増額し、7ページをご覧ください。繰越金につきまして前年度繰越金の確定により、1,257万6,000円増額するものであります。次に8ページをご覧ください。歳出でございます。国庫支出金超過交付返納金は前年度一般被保険者療養給付費等交付金の精算によりまして12月から2月に概算で交付された国庫支出金を超過とされた1,329万5,000円を国庫支出金償還金から返戻するものでございます。9ページをご覧ください。歳入増額分の残を435万9,000円を予備費として増額いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第24号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決されました。日程第27、議案第25号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第25号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,044万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,966万5,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。収入では繰越金が前年度繰越金の確定により2,044万円の増額でございます。次に7ページの歳出でございますが地域支援事業費の介護予防生活支援サービス事業費が1,298万5,000円の増額、また9ページの諸支出金は平成28年度の介護給付費等にかかる国県の支出金が確定したことに伴い、過年度分745万5,000円を返還するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか

○堀内（13番）

支出の関係の7ページをご覧くださいと思いますが、ここで繰越金の関係がその前に2,044万円繰り越されたということでそれが計上されているわけですが、このサービス給付金の諸費の内訳はどういう状況なのか。それと確定により事業を追加したような感じに見られるんですが、実際的にはどうなのかご確認をいただきたいと思います。

○保健福祉課長

はい。繰越金についてでございますが、前年度の実績が2,700万円ほどの国県、それから支払基金への返還金が生じてまいりまして、今年もまあ同額程度を見込んでわけではありますが、そこまで返還金がなくて745万5,000円で収まったところでございます。繰り越した金額についてはどこで事業を展開しようかということで、この総合事業にかかわるところで事業をもう少し展開していきたいというふうに考えているところであります。で、サービス給付費の内訳でございますが、これは対



象事業が通所のA型「あゆみ」と訪問のサービスA型、この2つの事業でございます。この事業につきましては国保連合会へいったんレセプトと言いますか、明細がまいりますので、国保連合会へ負担金として支払うものでございます。で、内容でございますけれども「あゆみ」「訪問サービスA」展開しているところであります。が、「あゆみ」の事業につきましてはもう少し町内の事業所に定員の余裕があるということで、それから事業対象人数ももう少し増やしていきたいということで利用者を増やしていきたいと考えているところでございます。それから訪問サービスのAにつきましても、1回あたり2,100円ということでもありますけれども、これにつきましても90回から100円くらい増やして今後いきたいというふうに考えているところで、このような補正予算を組んでみました。以上です。

○議長

よろしいですか。

○堀内（13番）

はい。

○議長

ありませんか。

○根橋（11番）

今の同様に7ページの歳出の方の介護予防生活支援総合事業委託料増額補正ということですが、この中身はどのような内容でしょうか。

○保健福祉課長

この委託料につきましては、総合事業のうちの「よつば」それから「リハビリ教室 結」これ、B型、C型に該当するものでございますが、これらの事業であります。「よつば」につきましては住民主体型ということで各地区の公民館に今、9会場事業所に委託してやっているわけでもありますけれども、複数の地区を1ヶ所の会場に集まっていたいただいているケースもありますので、事業所等の対応が取れば複数ある地区を少し会場を分けてみたいというふうに考えているところであります。

それからもう1つ「リハビリ教室」につきましては原則として3ヶ月というふうにご利用者の皆さんにお願いしているところでありますけれども、リピーターと言いますか、「1つの目標を達成した後、また違う目標に向かってやりたい」というような利用者の声も聞きますので、このようなものに対応できればいいかなというふうを考えているところであります。以上です。

○議長

よろしいですか。

○根橋（11番）

はい。

○議長

ありませんか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第25号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。日程第28、議案第26号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第26号、損害賠償の額の決定及び和解について提案理由を申し上げます。町が損害賠償の責を負う事故について、損害賠償の額を決定し和解するものでございます。事故の概要を申し上げます。事故の発生日は平成8年7月30日です。概要につきましては辰野病院にて扁桃摘出手術を行った際、永久歯である前歯1本が抜け

てしまいました。当時、7歳であった患者は咬合不全もあり町内の歯科医院にて治療を行いました。しかし両親からは差し歯に対する不安もあり、取替えに要する費用が心配との訴えがありました。歯の治療に関しては当院が負担すべきものと判断し、継続した治療を認めたものでございます。15年間ほど町内の歯科医院で治療を行ってききましたが、根本的な治療に至らず平成26年から松本歯科大学病院にてインプラント術を施行し、今年6月に治療が終了となりました。和解の要旨でございます。町内歯科医院の治療費については本人負担で行い、最終的に病院側に請求するものとししました。松本歯科大学病院分については本人より高額のため病院で負担してほしい旨の連絡があり、これを了承しました。今年の6月に治療が終了したことにより本人の負担分の支払いを行うものであります。損害賠償額の総額です。155万1,941円。うち、この中には15万円の見舞金が含まれております。既に、辰野病院から歯科大の方に払いましたのが90万2,571円。あと、本人負担分として49万9,370円と見舞金15万円を支払うものであります。当事者双方は今後本件に関して一切の異議申し立てをしないことを確約いたしました。なお、この賠償額につきましては全国自治体病院協議会の病院賠償責任保険にて支払うものとしします。上記の損害賠償に関しまして地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により損害賠償の決定及び和解について議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○垣内（12番）

永久歯、前歯1本が抜けてしまった以降は理解できるんですが、扁桃腺摘出手術の際にどうして永久歯が抜け落ちてしまったのかの因果関係については説明いただけないでしょうか。

○辰野病院事務長

はい、扁桃腺を摘出する際、口を大変大きく開けます。その時に器具で固定して

口を空けるものですから、その固定した器具が前歯のところにあたってしまって、うまくいかずに抜け落ちてしまったということです。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○垣内（12番）

はい。

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第26号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決されました。日程第29、議案第27号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第27号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。町の人権擁護委員は人権擁護委員法の定めるところにより、6名の方が法務大臣から委嘱されており、任期は3年となっております。今回、提案申し上げますのは、平成29年12月31日に任期満了を迎える船木君子氏と野澤修一氏の2名の後任について新たに荒井佳世子氏、塚間大治氏、2名を推薦したいと考えるものであります。荒井氏は現在、ヨゼフ幼稚園臨時職員、ヨゼフ幼稚園延長職員として勤務されておりますが、保護者からの信頼も厚く、現在では卒園児が大人になり荒井氏を頼って来ることもあるそうです。塚間氏につきましては保育所保護者会副会長、町内小中学校上伊那管内高等学校のPTA会長、または副会長の経歴のほか、辰野町教育委員を2期8年務められ、2期目においては教育委員長職務代理

者も務められました。両氏とも地域の方から人望も厚く、長年の経験を生かし人権擁護委員として活躍されることが期待されますので、次期委員として推薦したいと考えております。今回人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるべく提案もうしあげますのでご審議の上、同意いただけますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第27号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて意見を適任とすることにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第27号は人権擁護委員の推薦にあたり求められている意見を適任とすることに決しました。日程第30、議案第28号、辰野町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。ここで、先例によりまして、宮澤教育長の退席を求めたいと思います。

(宮澤教育長 退席)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第28号、辰野町教育委員会教育長の任命について説明を申し上げます。本議案は教育委員会制度の移行に伴い、新たに教育長を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。平成29年10月1日より新教育委員会制度の始まりに合わせて、宮澤和徳氏を適任者と認め任命しようとするものであります。宮澤和徳氏にお

かれましては、ご承知のとおり辰野町教育長を歴任され、学校教育、生涯学習等幅広く実績を残されました。豊かな見識をお持ちで新しい教育委員会への移行に伴う新教育長として適任と考えます。宮澤和徳氏の任命についてご審議の上、ご同意くださるようお願いし、提案説明といたします。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第28号、辰野町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第28号は、原案のとおり同意することに決しました。宮澤教育長の入場を求めます。

(宮澤教育長 入場)

○議 長

宮澤教育長のご挨拶は、議事日程終了後にいただきたいと思いますので議事を進行いたします。日程第31、議案第29号、辰野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第29号、辰野町教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。本議案は任期満了により新たに教育委員を任命することについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。平成29年9月30日をもって赤羽康徳教育委員の任期が満了します。赤羽委員は任命以来1期、教育委員として残り1期を教育委員長として教育行政に心血を

注いでいただき心より御礼申し上げますところであります。今回新たに関政彦氏を適任者と認め任命しようとするものであります。関政彦氏に置かれましては略歴書に記載のとおり町内においては建築関係でその手腕を発揮され活躍されております。また学校PTA役員など歴任され、学校教育、生涯学習等、幅広く豊かな見識をお持ちであり、教育委員として適任と考えます。関政彦氏の任命についてご審議の上、ご同意くださるようお願いし提案説明といたします。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第29号、辰野町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第29号は、原案のとおり同意することに決しました。日程第32、議案第30号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

議案第30号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての提案理由を申し上げます。固定資産の評価審査委員会委員につきましては地方税法に定めるところにより、任期は3年で各市町村に3名置くことになっております。今回、同委員を務めていただいております小澤重八委員さんを引き続き選任いたしたくご提案申し上げます。小澤さんは人格、識見ともに整った方ですのでご同意くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第30号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第30号は、原案のとおり同意することに決しました。日程第33、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、及び地方自治法第180条の規定による報告事項がありますのでお聞き取り願います。

○まちづくり政策課長

報告第1号、平成28年度財政健全化判断比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告いたします。表に示しています数値は暫定値であります。確定は11月ですが県の指導は終わっておりますので、おおむねこの数値になる見込みであります。まずはじめに、実質赤字比率でございます。一般会計等、普通会計と言われている会計です。辰野町では一般会計及び、地域情報知システム特別会計が対象となりますが、赤字が発生した場合、その額が標準財政規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。標準財政規模は左下にありますが、当町では56億6,498万9,000円です。標準財政規模につきましては地方自治体が標準的な行政運営の時に、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものです。この実質赤字比率につきましては黒字であるため、－(ハイフン)横棒ですね、の表示、該当なしとなっております。続いて、次の欄の連結実質赤字比率でございますが、こちらは全ての会計が対象となります。やはり赤字が発生した場合の標準財政規模に対する割合でございます。こちら黒字とな



っておりますので、同様の表示となっております。次の欄の実質公債費比率でございますが、一般会計と普通会計が負担をいたします一般会計における地方債の元利償還金、債務負担行為に基づく支出予定額、及び公営企業会計等における地方債の準元利償還金など、公債費に順ずるものなど標準財政規模に対する割合でございます。これは3年間の平均になりますが8.5%となりまして、昨年度に比べ0.4ポイント上昇をしております。増加要因につきましては平成25から26年に借り入れいたしました防災行政無線デジタル化事業等が据え置き間を経過し、元金分の償還が始まったことにより単年の元利償還金が増加したこと。また、普通交付税の交付税措置に算入されていまして平成11、12年度に借り入れた起債の算入期間終了によるものです。今後も将来を見据えて起債の有効活用を図っていきたくと考えております。次の欄の将来負担比率でございますが、一般会計と普通会計が将来負担すべき地方債の残高、債務負担行為に基づく支出予定額、及び企業会計と他会計の実質的な負債額の標準財政規模に対する割合でございます。この比率は24.6%となりまして昨年度に比べて17ポイント改善をしております。減少要因につきましては、地方債の現在高、及び債務負担行為に基づく将来の支出予定額の減少、また公営企業における起債について新規借り入れを抑制した結果、繰入見込み額が減少、また土地開発公社の経営健全化によります負債の将来負担見込み額が減少したこと等による要因であります。次の行ですが、この法律に規定されています早期健全化基準であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、これらの基準は各市町村の標準財政規模により異なります。実質公債費比率、将来負担比率につきましては全市町村同じ数字です。この基準以上の場合は財政健全化計画を定めなければいけません。次の行の財政再生基準はこの基準以上である場合、財政再生計画を定めなければならないとされている基準です。いずれの基準につきましても辰野町は基準値を下回っておりますので、財政指標からは健全財政を維持していると言えます。続きまして2ページをご覧ください。こちらは平成28年度の公営企業会計における資金不足比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして報

告させていただきます。こちらも暫定値となっております。資金不足比率は資金不足額が出た場合、その額が事業規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。事業の規模は簡単に言えば営業収益であります。一番左の欄、及び次の欄ですが辰野町の法適用の企業会計は上水道事業会計と辰野病院事業会計の2会計でございます。次の欄の資金不足額・剰余額は2会計ともに剰余額、流動資産から流動負債を引いた額が黒字となっております。上水道事業会計では4億9,370万円。病院事業会計では1億1,076万1,000円の剰余額となっておりますので、資金不足ではないため右から2番目の欄、資金不足比率は-（ハイフン）表示、横棒です。該当なしとなっております。また、一番右の欄の経営健全化基準は20.0%であります。次に法非適用の企業会計でございますが、当町では簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計、及び農業集落排水処理施設特別会計の4会計がございますが、いずれの会計も資金不足額・剰余額欄にありますような、剰余額、こちらは歳入から歳出を引いた額が黒字となっておりまして、資金不足額は出ておりませんので、資金不足比率はやはり同様の表示となっております。またこちらの経営健全化基準も20.0%となっております。以上が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成28年度決算に基づいた数値でございます。以上、財政指標等の報告とさせていただきます。

○議 長

ただ今、報告第1号としてまちづくり政策課長の方より報告事項がございましたけれども、報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って、質疑を行います。

（質疑 なし）

○議 長

質疑を終結します。次に、報告第2号、専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

報告第2号、専決処分の報告について、地方自治法第180条の規定により、町が

損害賠償の責めを負うものについて専決処分をしたので報告をいたします。6月7日に発生しました財物事故でございます。消防団が所有するホースを放水訓練終了後に訓練塔に干していたところ、強風にあおられ束ねていたロープがとけてしまい、駐車中の車両に接触し後部ドアを破損したものでございます。示談が成立し、賠償金額8万3,549円支払ったところでございます。専決日は平成29年7月3日でございます。補償につきましては全国町村会総合賠償保険にて処置をいたしました。以上でございます。

○議長

ただ今、総務課長から報告がありましたが報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第34、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情については、あらかじめ文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(請願・陳情文書表 朗読)

○議長

以上、請願・陳情7件については、各常任委員会に付託することにいたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

○向山(2番)

第11号ですが、廃棄物の最終処分場建設についてということで、これは予算で言う衛生費で、水道費を除く衛生費ということで福祉教育常任委員会の主管ではないかと思うんですが、総務産業常任委員会に付託する理由についてお聞きしたいと思っております。

○議会運営委員長（篠平）

今、言われたとおり今回は福祉教育委員会に付託をしたわけでありまして。内容を見ますと放射能とか、あるいは核とかそういったのは総務でもって今までは審議をしていたわけですので、今回はそういう関係で総務に付託をしましたがけれども、皆さんご意見で福祉だということであれば、この場で決めていただければ結構です。

○議会事務局長

ただ今の議運委員長の答弁に補足をいたしますが、今回は向山議員おっしゃるように環境問題についての内容のみに関する陳情でございました。今回の陳情につきましてはそこに加えまして、農産物に対する風評被害ですとか、いわゆる移住定住に関する方たちへの風評被害ですとか、そういう部分が新たに加わったという中で、委員会条例のそれぞれ所管分野があらうかと思えますけど、福祉教育常任委員会に該当する部分を大幅に越えているということの中で、事務事業の関係でその他、常任委員会等に付託する部分がないという部分につきましては総務ということで所管を受けるということになっておりますので、今回、総務産業常任委員会の方に、議運の方においては決定しました。以上でございます。

○議長

よろしいでしょうか。

○向山（2番）

はい。

○議長

異議なしと認めます。よって、文書表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。ここで、先ほど任命について同意されました、宮澤教育長よりごあいさつをいただきたいと思っております。

○教育長（宮澤）

一言、ご挨拶させていただきたいと思っております。新しい教育委員会制度における新教育長任命におきまして議員の皆様、ご同意いただき大変ありがとうございます。

改めて身の引き締まる思いでございます。旧制度の下での3年間、教育長という立場で教育行政に関わり今日までまいりました。この3年間の教育長の経験を生かし、与えられました新たな任期、3年間全力を尽くす覚悟でございます。学校関係では戦後最大の教育改革と言われております新しい学習指導要領がまさに3年後に完全実施、それに向けて来年度から移行措置が始まります。これらの、私の任期を考えますと、私の任期3年でございます。まさにこの学校教育が大きく変わろうとしている時とこう重なる3年でございます。多くの課題がありますが、辰野町の将来がかかっております。また、辰野町民も学校教育、生涯教育含め、教育には大きな関心を寄せているところでございます。それらの関心に応えながら、将来を担う子どもたちのために、また保育、学校教育のみならず、生涯教育の分野におきましても全力を尽くしてまいります。そうは言いましても私一人ではできません。議員の皆様のお力をお借りし、教育委員会や事務局、学校現場、その他、多くの方々の支えをいただきながら辰野町の教育のため、将来のために全力を尽くす覚悟でございます。これからもご指導、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(一同 拍手)

○議長

ありがとうございました。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまで

11. 散会の時期

9月4日 12時 8分 散会